

## 第121回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和7年3月7日提出分）

議案番号	件名
第 52 号議案	令和6年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）
第 53 号議案	令和6年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）
第 54 号議案	宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 55 号議案	宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の一部改正について
第 56 号議案	損害賠償の額を定めることについて
第 57 号議案	財産の取得について

第52号議案

令和6年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度宍粟市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月7日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	第五次 L G W A N 接続業務	2,268

第53号議案

令和6年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）

令和6年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198,629千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月7日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		1,198	1,958	3,156
	1 雑 入	1,198	1,958	3,156
歳 入	合 計	196,671	1,958	198,629

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		154,394	1,958	156,352
	1 施設管理費	154,394	1,958	156,352
歳出	合計	196,671	1,958	198,629

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入	1,198	1,958	3,156
歳 入 合 計	196,671	1,958	198,629

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総 務 費	154,394	1,958	156,352			1,958	
歳 出 合 計	196,671	1,958	198,629			1,958	

2 歳 入

( 款 ) 6 諸収入

( 項 ) 1 雑入

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	1,198	1,958	3,156	1 雑入	1,958	公用車事故損害共済金 1,958
計	1,198	1,958	3,156			

3 歳 出

( 款 ) 1 総務費

( 項 ) 1 施設管理費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	154,394	1,958	156,352			1,958		21 補償、補填及び賠償金	1,958	公用車事故等に係る賠償金	1,958
計	154,394	1,958	156,352			1,958					

第54号議案

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月7日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宍粟市消防団員等公務災害補償条例（平成17年宍粟市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従業者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従業者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については1人につき100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれ</p>

改 正 前	改 正 後																																						
<p>333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>〔(1)～(5) 略〕</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">階級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤務年数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上 20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,200円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考 略〕</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	<p>かに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>〔(1)～(5) 略〕</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">階級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤務年数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上 20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考 略〕</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>																																				
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>																																							

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の宍粟市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた宍粟市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年

金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第55号議案

宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の一部改正について

宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月7日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例（令和4年宍粟市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 投票管理者、投票立会人、開票管理者及び開票立会人の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 投票管理者 時間額<u>980円</u></p> <p>(2) 投票立会人 時間額<u>840円</u></p> <p>(3) 開票管理者 日額<u>10,800円</u></p> <p>(4) 開票立会人 日額<u>8,900円</u></p> <p>2 市の議会の議員及び長の選挙における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 選挙長 日額<u>10,800円</u></p> <p>(2) 選挙立会人 日額<u>8,900円</u></p> <p>3 投票立会人が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第55条の規定による投票箱等の送致を行った場合は、<u>300円</u>を報酬に加算する。</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 投票管理者、投票立会人、開票管理者及び開票立会人の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 投票管理者 時間額<u>1,120円</u></p> <p>(2) 投票立会人 時間額<u>960円</u></p> <p>(3) 開票管理者 日額<u>12,200円</u></p> <p>(4) 開票立会人 日額<u>10,100円</u></p> <p>2 市の議会の議員及び長の選挙における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 選挙長 日額<u>12,200円</u></p> <p>(2) 選挙立会人 日額<u>10,100円</u></p> <p>3 投票立会人が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第55条の規定による投票箱等の送致を行った場合は、<u>480円</u>を報酬に加算する。</p>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第56号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月7日提出

宍粟市長 福元晶三

1. 損害賠償の相手方

住所



氏名



2. 損害賠償額 1,957,500円

3. 損害賠償の責任が生じた理由及び損害賠償額の算定根拠

本件は、令和7年1月31日午前9時24分頃、宍粟市山崎町木ノ谷183番地1（東方約100メートル）において、市公用車が本件損害賠償の相手方の車に接触したことにより発生した物損事故であり、本件事故における市の過失責任を100%とし、本件事故により生じた損害を賠償するものとする。

## 第57号議案

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宍粟市条例第56号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月7日提出

宍粟市長 福元晶三

#### 1 取得する財産

物品

財産の名称	数量	備考
ノート型パソコン	378台	付属品を含む。
ワイド型液晶ディスプレイ	378台	付属品を含む。

#### 2 取得金額

70,419,690円

#### 3 取得の相手方

宍粟市山崎町中広瀬117番地12

イトーオフィスサービス株式会社 代表取締役 伊藤和久

